

昭和二十六年文部省令第二十号

民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則

民間学術研究機関の助成に関する法律（昭和二十六年法律第二百二十七号）第十三条の規定に基づき、民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則を次のように定める。

（法第四条の申請手続）

第一条 民間学術研究機関の助成に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する民間学術研究機関で、その業務について文部科学大臣の監督に属するもの（以下「研究機関」という。）が、法第四条の規定により、法第三条の補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとするときは、別表第一号様式による民間学術研究機関補助金交付申請書に、左の書類三通を添付して文部科学大臣に提出しなければならない。

一 前年度（年度については国の会計年度による。以下同じ。）の事業概要及び研究業績（これらに関する出版物があるときは、これを添付するものとする。）

二 当該年度の研究事業計画（別表第二号様式によるもの。）

三 役員の氏名並びに当該研究機関に属する研究者の氏名及び略歴

四 当該研究機関が、その研究を遂行するために必要な研究設備を有することを証する書類

五 前年度の収支決算書

六 当該年度の収支予算書（別表第三号様式によるもの。）

七 当該研究機関において補助を必要とする事由

2 前項の申請書の提出期限は、毎年文部科学大臣が官報に告示する。

（補助金の繰越使用の禁止）

第二条 各年度において交付を受けた補助金は、翌年度以降において使用することはできない。

2 交付を受けた補助金のうち、当該年度において使用しなかつた金額は、文部科学大臣に返還しなければならない。

（補助金の経理方法）

第三条 補助金の交付を受けた研究機関は、補助金の経理を明らかにするため、別表第四号様式による現金出納簿を備え、補助金の収支を登記しなければならない。

2 補助金の収支に関しては、領収書その他補助金の収支の事実を証する書類を整理し、前項の

現金出納簿とともに三年間保存しなければならない。

（物品等の管理）

第四条 研究機関は、補助金により購入した設備及び図書その他の備品については、明確にその旨を表示するとともに、その使途及び所在を明らかにする物品出納簿を作成しなければならない。

2 前項の設備及び図書その他の備品は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（収支決算報告）

第五条 補助金の交付を受けた研究機関は、当該年度経過後一月以内に、法第十二条の規定により、別表第五号様式による収支決算書三通を文部科学大臣に提出しなければならない。

（事業報告）

第六条 補助金の交付を受けた研究機関は、当該年度における事業についてその年度経過後一月以内に、別表第六号様式による事業報告書三通を文部科学大臣に提出しなければならない。

附 則 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年四月一日文部省令第一八号） この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年一月三十一日文部省令第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （令和二年二月二八日文部科学省令第四四号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（別表第一号様式）

（別表第2号様式）

(別表第2号様式)

研究事業の概要 (年度)					
研究項目	研究費支出		研究費平均		研究費平均
	経費科目	金額	経費科目	金額	

注：研究項目ごとに、事業目的・事業計画の目標を別欄に記載して添付すること。

（別表第3号様式）

(別表第3号様式)

収 支 予 算 書 (年 度)					
収入の部		支出の部			
項目	区 分	予 算 額		前年度決算額	
		予 算	額	予 算	額
計					

支出の部					
項目	区 分	予 算 額		前年度決算額	
		予 算	額	予 算	額
人 件 費	役員報酬				
人 件 費	職員給与				
人 件 費	給与及び手当				
人 件 費	退職金				
人 件 費	賞与				
人 件 費	労務費				
人 件 費	福利厚生費				
人 件 費	交際費				
人 件 費	交通費				
人 件 費	旅費				
人 件 費	通信費				
人 件 費	雑費				
人 件 費	印刷費				
人 件 費	文書費				
人 件 費	図書費				
人 件 費	材料費				
人 件 費	燃料費				
人 件 費	雑品費				
人 件 費	雑費				

(注) 備考欄には説明を明確に記入すること。
通常な項目のない場合は、通常項目を設けて記入すること。
③記載上の注意事項
役職員給与・定款役職員の手当記述例照。
手当及び謝金・非常勤役職員の手当及び謝金。
旅費・調査出張費を含む。
燃料・土地・建物・物品等の燃料。
会費・会費・接待用の宴會等。
光熱及び水費は電気・ガス・水道・燃料費。
経費費・機械・器具の経費費であつて、建物補修費は資費費を含む。
経費費・諸費金・諸費金を含む。

[illegible]

年 月 日

文部科学大臣 殿

研究機關所在地
研究機關名
代表者氏名

収支決算書の提出について

民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則第5条の規定に基づき、別紙のとおり 年度における収支決算書を提出いたします。

(別表第5号様式)

收支決算書
(年度)

区分 项目	予 算 額	予算増減額	決 算 額	備 考
計				

2. 支出の節

[illegible]

